

【会議録】令和7年度第1回問題協議会

令和7年9月1日（月）

県庁防災新館オープンスクエア

議事（1）「やまなし子供・若者育成指針」の進行管理について

（議長）

議事の1、「やまなし子供・若者育成指針について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

山梨子供若者育成指針は、令和2年3月27日の庁議において策定された。策定に際しては、当協議会において、子供・若者を取り巻く現状と課題についての意見と共に、誕生から社会的に自立するまでの支援施策について、幅広い立場から提言を頂いた後、知事への方針として提出した。

「やまなし子供・若者育成指針」は、子供・若者を巡る今日的課題に対応し、誕生から社会的自立に至るまでの支援施策を総合的且つ体系的に構築し、効果的に推進するために策定された。本指針は、本県における子供・若者育成施策の総合的、効果的な推進を基本方針とし、国の子供・若者育成推進法に基づいた各県の計画という位置づけになっている。指針の対象は、0歳からおおむね30歳未満までの子供・若者となっており、推進期間は、令和2年度から6年度までの5年間で、令和6年度が最終年度となる。

基本理念は、「夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、山梨の未来を切り拓く子供・若者を育むために」となっており、指針のイメージは、県民総参加で子供・若者を応援する体制を作ることである。

また、5つの基本目標がある。1つめは、全ての子供・若者の健やかな成長。具体的には、「知・徳・体」の育成や、社会的職業的自立である。2つめは、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、犯罪防止、外国人、貧困等、困難を有する子供・若者やその家庭の支援。3つめは、社会全体で支える環境づくりで、インターネットの適正利用等も含まれる。4つめは、地域人材や専門性の高い人材を育て、子供、若者の育成に還元していく担い手の養成。5つ目が、山梨の未来を切り拓く子供・若者への応援で、グローバル人材、地域で活躍する若者の育成が含まれる。

以上、「やまなし子供・若者育成指針について」説明させていただいた。

（議長）

ここまでで何か質問・意見はあるか。

(委員)

特になし。

(事務局)

それでは、本指針の進行管理について説明をする。本指針は令和6年度をもって廃止となっているため、令和6年度の実績を報告する。

資料3の進行管理表は、「やまなし子供・若者育成指針」の5つの目標から位置づけた12の重点目標に合わせ、県における自主事業を体系的に整理したもので、関係各課や連携機関へ令和6年度の実績を照会したものを取りまとめている。ここでは、社会教育課青少年保護育成に関わる2つの事業の実施状況と指標一覧の説明をする。

まず、「山梨県少年サポートネット推進事業」（資料3、20ページ、事業105）について説明をする。青少年サポートネット事業は、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、教育委員会と警察本部が主体となり、伴走型による支援プログラムの実施、関係機関からの支援情報のフィードバックにより、少年非行の減少、連鎖の防止等を図る事業となっている。令和6年度の実績を伝える。7月26日にサポートネット推進協議会を開催した。具体的な支援状況は、令和6年度の支援対象少年21名、令和5年度より3名増加、プログラム実施回数734回、令和5年度より91回増となっている。内訳は、家庭支援608回、体験活動支援48回、学習支援71回、就労支援7回。令和7年度も、学校現場等に事業の周知を行い、各機関との連携を図りながら、非行の減少、連鎖の防止を目指していく。

少年サポートネット推進事業では、家庭支援・体験活動・学習支援・就労支援ともに、当課スタッフと関係機関との連携を図りながら取り組んでいる。体験活動では、野菜の栽培、収穫した野菜での料理等を実施している。就労支援では、相談機関への同伴・職業体験の提供等を実施している。多くの方々の支援が少年たちの支えとなっている。

次に、「ほっと！ネットセミナー」（資料3、32ページ、事業164）について説明をする。

「ほっと！ネットセミナー」は、幼稚園、保育所、認定こども園等に通園する幼児の保護者、県内小学校に通学する保護者及び小学校高学年の児童に対し、ネットトラブル、フィルタリングの利用、家庭のルールづくり等の内容で出前講座を実施している。子供たちのインターネット利用時間は、年々増加傾向にあり、それに伴い、ネット依存やネットトラブルなども増加し、学校現場からのニーズは高まっている。令和6年度の実施件数は、59件。幼稚園、保育所からの要請も少しずつ増えているため、今年度もインターネットの適正利用と情報モラル教育の推進に向けて、啓発活動に取り組んでいく。「ほっと！ネットセミナー」では、動画や資料を用いて進めている。ゲームが止められない理由、家族のサポートの必要性、SNSのトラブルが発生する状況や未然防止について考えさせる内容となっている。その中で、家庭でのルール作りの方法やフィルタリングの有効性について伝え、

フィルタリングの設定を促している。

次に「やまなし子供・若者育成指針」の指標一覧（資料3、39～40ページ）について説明をする。本指針では、毎年度5つの基本目標の達成状況をこの指標を用いて、点検、評価を行ってきた。この指標の主なものについて説明をする。

まず、基本目標1「全ての子供・若者の健やかな成長に向けた支援」の状況である。「1. 確かな学力の向上」「2. 健やかな体の育成」については、前年度より微増となっている。元々高い数値を維持しており、大きな変化は見られなかった。目標値には達しない状況にあるが、高い数値を保っている。

次の基本目標2「困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援」の状況である。「4. 学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合」について令和6年度の数値はまだ公表されていないため、令和5年度の数値となる。小中高とも、前年度より割合が減少し、目標値からの差も広がっているが、この割合は専門機関の支援になるため、ここに含まれてない児童生徒についても、学校の教職員から継続した相談・支援を受けている場合が多い。「6. 小中高の職員に特別支援教育に関わる理解を深めることを目的とした研修会」については、全校種で100%を達成することができた。

基本目標3「子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり」の状況である。「9. インターネットの適正利用に関する出前講座」について、令和元年度当時は、少年女性安全対策課（現在の人身安全・少年課）と、県民センターでの出前授業を行っていた。子供・若者のインターネットをめぐるトラブルや使用時間の長時間化、低年齢化という状況を受け、令和2年度から当課でも出前事業を行うようになり、令和3年度からは、「ほっと！ネットセミナー」という名称で行っている。令和6年度は目標値には達しなかったが、人身安全・少年課や県民生活センターの実施状況と合わせるとかなりの実施回数となるため、情報モラル教育の需要は、着実に増えていると実感している。

基本目標4「子供・若者の成長を支える担い手の養成」の状況である。「10. 保育フェアの参加者」は大きく増加しており、目標値に近づいてきた。「11. 社会教育指導者養成研修の参加者」についても増加している。第2回目の研修をオンラインで視聴可としたため、研修の機会を確保することができた。

最後に、基本目標5「やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援」の状況である。「12. 『ふるさと山梨』を活用した郷土学習コンクールの参加校」については、昨年度減少となった。「14. 県出身学生のUターン就職率」についても若干減少となっており、子供・若者にふるさと山梨の魅力を伝える必要があると感じている。「13. 海外留学への支援、若手研究者の支援」については、昨年度さらに増加した。

以上、「やまなし子供・若者育成指針」の進行管理について説明をさせていただいた。

(議長)

何か質問・意見はあるか。

(委員)

特になし。

議事(2)「第1期山梨県こども計画」について

(議長)

議事の3、「第1期山梨県こども計画」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、12月にはこれまで別々に策定していた「少子化社会対策大綱」「こどもの貧困対策に関する大綱」「こども・若者育成支援推進大綱」を一本化した「こども大綱」が閣議決定された。これに基づき、県では令和6年度末に「やまなし子供・若者育成指針」「やまなし子供・子育て支援プラン」「やまなし子供の貧困対策推進計画」の3つの指針や計画を一本化した「第1期山梨県こども計画」を策定した。本計画の趣旨は、「全ての子供の権利の主体として尊重し、その最善の利益の実現に向けて、子供政策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための計画」となる。

基本理念は、「全ての子供が夢や希望を叶えるため、権利の主体として尊重されるとともに安心と挑戦が保障され、自立できる社会の実現～生涯にわたるウェルビーイングの向上を目指す～」となっている。また、「こども・若者を取り巻く状況」を受け、それぞれに対する6つの基本方針が定められた。「1. こどもの誕生から切れ目なく育ちを支える」、「2. はじめの100ヶ月を支える環境の充実」、「3. 将来に対する希望の形成と実現の支援」、「4. 困難な状況にあるこども・若者への支援」、「5. 貧困の解消と連鎖の防止」、「6. 良好な生育環境の確保」である。それぞれの基本方針は、記載されている「取り巻く状況」とリンクされているため、併せて確認をお願いします。

資料5の裏面は、「第1期山梨県こども計画」施策の展開である。長期目標の達成に向け、毎年度、各事業の短期目標を点検・評価し、それを「こども・子育て会議」で報告する。中期目標の達成に向け、適切な短期目標となっているか審議を受け、場合によっては見直しを図る。計画の中間年である3年目は、長期目標の達成に向け、適切な中期目標となっているか点検・評価し、「こども・子育て会議」で審議を受ける。このような進行管理を行っていき、計画期間の最終年度である令和11年度に、長期目標の達成を目指していく予定となっている。本協議会で協議された内容を「第1期山梨県こども計画」に反映させていくため、当協議会の会長にはこの計画を審議する「こども・子育て会議」の委員として参画していただいている。本年度の「こども・子育て会議」の開催はこれからとなるので、第2

回協議会で情報提供をする。

(議長)

何か質問・意見はあるか。

(委員)

特になし。

議事(3) こども・若者をめぐる現状と課題について

(議長)

議事の3、「こども・若者をめぐる現状と課題」について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

資料6は、「第1期山梨県こども計画」施策の展開に掲げられている中期目標の中から、事務局が青少年に着目して取り上げた項目をまとめたものとなる。令和6年度第2回協議会では、「第1期山梨県こども計画」の基本方針3・4に関わる「こどもの居場所づくり」「いじめ・不登校・中途退学者等への対策・支援」を話題としたので、今回は、基本方針に関わる社会環境健全化推進とインターネットの適正利用の推進について意見を伺いたい。また、山梨県警察本部から「令和6年度の少年非行の現状について」もお話いただくので、良好な生育環境の確保に向けた取組の参考としていただきたい。

まずは、【1. 社会環境の健全化推進】の中期目標、「有害図書類・有害がん具類自動販売機の設置状況」について説明をする。資料6、2ページは、自動販売機等管理者立ち会いのもと実施している自動販売機の立入調査の結果をまとめたものである。有害図書類、有害玩具類の自動販売機の台数は、0台にすることを目標としており、この表のとおり減少傾向にある。最近はインターネットでの購入が主流であり、新紙幣への対応をしてまで再設置される可能性が低いと思われるが、逆に言えばインターネットから安易に購入できる環境でもある。現在、2ヶ所5台の自動販売機が設置されている。目標値、0台に目指す運動を進めるとともに、青少年が、安易にインターネットを通じて購入することができないよう、フィルタリングの設定率を高める取組についても推進する必要がある。

【2. インターネット利用率】について説明する。資料6、3ページは、毎年こども家庭庁で実施している「青少年のインターネット利用環境実態調査」から、令和4年から6年度までのインターネット利用率をグラフ化したものである。小学校高学年以上については、令和4年度からほぼ100%の利用率となっている。また、幼稚園児等の利用率が4.7%増加している。このグラフには示していないが、入園前の幼児についても36%の利用がある。幼稚園等から「ほっと！ネットセミナー」の問い合わせも増えており、インターネットの使用は

低年齢化していることがうかがえる。

【3. インターネットの利用時間】について説明をする。資料6、4ページは、平日1日当たりの利用時間を示したものになる。これには学校での使用時間も含まれているが、令和6年度になると、小学校低学年で2時間以上、小学校高学年生は3時間44分、中学生は5時間2分、高校生は6時19分の利用時間となっており、学年が上がるにつれて利用時間は増加している。幼稚園児の利用も1時間49分となり、低年齢のうちからインターネット利用が身近になっていることから、今後もその利用時間は増加することが予想される。

【4. インターネットの利用内容】について説明をする。資料6、5ページの表は、令和5・6年度のインターネット利用内容をまとめたものである。この結果から、どの校種においても動画視聴の利用が高いことが分かる。検索やゲームなど、多少順位の変動はあるが、次に多い利用としては検索やゲームである。「勉強」での利用については小学校の3位に入っているが、中高生になると勉強の利用率は低くなり、趣味や娯楽としての利用が多いことがうかがえる。幼稚園児、通園前の幼児についても、ほぼ動画視聴の利用となっており、スマホ育児のあり方にも注視する必要がある。

【5. 携帯電話等での誹謗・中傷・嫌なことをされる】について説明をする。資料6、6ページは、文部科学省で実施している「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果の一部で、いじめ認知件数の中から、いわゆる「ネットいじめ」の推移を取り上げたものとなる。小中学生については、多少の増減はあるが、年々増加傾向にあることが分かる。中学生が多いのも特徴であるが、特に小学生の増加が目立ってきている。携帯電話を持ち始めたばかりであるがゆえの技術の未熟さ、相手の気持ちを考えるという点での課題が多いかもしれない。高校生については、令和元年に比べると減少となっているが、令和2年から比較すると、微増傾向となっている。ネットトラブルは今後も増加が見込まれるため、インターネットの適正利用と情報モラル教育の推進を図ると共に、フィルタリング設定率の向上を目指す取組が必要である。

【6. フィルタリング設定率の途中経過】について説明をする。今年度から「ほっと！ネットセミナー」実施校に保護者アンケートを依頼し、「第1期山梨県こども計画」基本方針6の「良好な生育環境の確保」にある中期目標「32. インターネットの適正利用の推進」として、保護者が子供のフィルタリングを設定している割合を調べている。年度途中ではあるが、令和7年度7月末までの集計を示した。実施した小学校は21件、アンケートを回答総数が691件となっており、そのうちスマホを措置している児童は35%にあたる242名であった。現在のフィルタリング設定率は70.2%となっており、昨年度のフィルタリング設定率33.4%よりかなり上がっているが、これは実施予定校半数の集計であり、「ほっとネットセミナー」を実施している学校は、関心の高い学校でもあると思われるため、実際の設定

率はここまで高くないことは推測される。これまでの啓発活動が、設定率の向上の要因になっていると前向きに捉え、今後も取組を続けていきたい。

インターネットは学習や生活の利便性を向上させる有効なツールであり、私たちの生活には欠かせないものとなっている。反面、こども・若者の健全な育成にとって、有害な情報も身近なものとなっており、利用方法によっては犯罪の被害者や加害者になる恐れもある。だからこそ、インターネットを適切に利活用するための情報教育を推進するとともに、家庭・学校・地域・企業の連携により、社会全体でこども・若者のインターネット利用環境をよりよいものにしていく必要がある。

以上、「第1次山梨県こども計画」の中期目標に関わる、良好な生育環境の確保に関連した説明をさせていただいた。今後、こども・若者施策を展開する上での参考にするため、委員の皆様の忌憚のない意見・助言をいただきたい。

最後に、山梨県警察本部人身安全・少年課から、「少年非行の現状」について説明をしていただく。

(山梨県警人身安全・少年課)

資料6、8ページの令和6年度の「少年非行の現状」について説明をする。

まず、1の少年非行等の状況について説明をする。非行少年等の総数は、令和6年中は2539人、前年と比べると1528人、37.6%減少となっている。この非行少年等については、非行少年と不良行為少年に区別される。非行少年の内訳として、刑法犯少年は79人で、前年と同数となっている。この数には、触法少年が含まれている。触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年のことを指している。刑法上は、14歳に満たない者の行為は罰しないと規定されているため、このような数値となっている。また、刑法犯少年を年齢別に示したものが、右の表になる。年齢別では、17歳が16人と最も多く、次に15歳15人、18歳というような年齢の区分になっている。

同じく刑法犯少年を学職別に示したものが、その下の表になる。有職少年が最多の25人で、全体の31.6%となっている。有職少年とは、アルバイト等をして学校には行っていない少年、或いは、何らかの理由で学校に行けなくて働いているような少年を指している。また、現役の中学生、高校生合わると、全体で43人となり、刑法犯少年の全体の約54.4%を占めている。

この表の1の区分、非行少年のうち特別法犯少年について説明をする。特別法犯少年とは、刑法以外の犯罪或いは条例違反、軽犯罪法違反、銃刀法等で検挙された少年を指している。令和6年中は9人で、前年と同数である。

次に、ぐ犯少年について説明をする。ぐ犯少年とは、犯罪を犯していないが、保護者の正当な監督に服しない性癖があるとか、正当な理由なく家庭に寄り付かない、犯罪性のあ

る人、不道德な人と交際し、またはいかがわしい場所に出入りするもの、自己または他人の徳性を害する行為をする性癖があるといった少年を指している。令和6年中のぐ犯少年は36人で、前年に比べて19人と増加している。最近は、SNSが発展して、無断外泊、遠くへ無断で出かけるというような傾向が強い。

続いて、不良行為少年について説明をする。不良行為少年とは、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の行為を行っている少年のことを指している。令和6年中は2415人で、前年に比べて1547人減少となっている。またこの不良行為のうち、不良行為少年の種別を見ると、喫煙が873人で最も多く、全体の36.1%を占めている。続いては、深夜はいかいが719人で、全体の29.8%となっている。その他は、暴走行為、飲酒等の状況となっている。警察としては、この不良行為を、今も昔も非行への第一歩と見ており、発見した際には、積極的な少年補導活動を実施して、いわゆる非行少年にならない対策を講じているところである。

続いて、3の刑法犯検挙人員における少年の再犯者率について説明をする。令和6年中の本県の再犯率は36.8%で、昨年よりも6.8%増加している。全国平均の31.2%を上回っており、依然として高い率となっている。また4の刑法犯検挙件数における少年の共犯率は、令和6年中32.6%で、全国平均を上回っている状況になっている。いわゆる山梨のような狭い地域はこのような傾向が強い。連帯意識が強く、再犯性、共犯率が高い状況にある。

少年の非行問題については、様々な傾向を分析する中で特に際立っているのが、少年に重荷がある生活を送っている、学校、家庭内等で物事がうまくいかずに孤立感を深めている、家にも寄り付かないという状況である。さらには、我々大人の社会も非常に余裕がなくなってきたことから、監護意識の不足、経済的負担など、様々な状況が少年の心身に多大な影響を及ぼしているため、SNS等を通じて仲間を増やしたり、行動範囲を広げたりする状況が傾向として多くなっている。

警察としては、少年の非行問題が起きないように、未然防止という観点で学校現場等での非行防止教室、防犯指導等の対応をしているが、警察ばかりでは対応できないこともある。今後は、青少年問題協議会等を通じて、お互いに連携を強くし、それぞれの特性を生かしながら支援していくこと、芽を小さいうちに摘むということが重要ではないかと考えている。今後とも関係機関の皆さんの理解と協力をお願いしたい。

(事務局)

少年非行に関する現状も含め、委員の皆様がそれぞれの立場で考えていることも・若者をめぐる現状と課題について、意見をいただきたい。

事務局からは以上である。

(議長)

まずは、インターネットの適正利用の推進について委員の意見を伺いたい。

(委員)

幼稚園児のインターネット利用に関して話をする。最近、0歳児向け動画が人気で、赤ちゃんが泣き止み、いくらでも見てくれると大変評判のようだ。母親たちには「今日からやめてほしい」とその理由も伝えた。以前の協議会では、2歳時がスマホアプリで遊ぶという話をしたが、今は0歳児となり、時代は変化していると感じる。

インターネットやスマホ等メディアの使用の是か非かということではなく、メディアリテラシーを含んだ上でどう上手に付き合っていくかの問題であることは重々理解している。しかし、メディアリテラシーを育む以前の、人として健康に生きるための体や脳の土台の機能を作っていく乳幼児期に、強烈で一方的な視覚的刺激を、0歳児から長時間さらされていることは、愛着形成、情緒、言語、体、発達にとって、とても危険だと感じている。

リテラシーを育むためには、乳幼児期に豊かな生活体験を知ること、温かで夢がある豊かなコミュニケーションや体験をし、直接的な触れ合いを量的にも質的にも保障する必要がある、そのことは脳科学的にも証明されている。

昨今、孤独な育児をしている母親、子供との関わりが分からない母親がいる。園では、保育参加という形で、実際に母親がスタッフの立場となり、先生の子供との関わり方、声掛けの仕方、遊び方を見てもらう機会を作っている。そのようなモデルを見た経験がなく、知識も経験もないため、どうしたらいいかわからず、不安を抱えている親御さんがたくさんいるという印象を現場で受けている。

これから、「こども誰でも通園制度」ができ、就労の有無にかかわらず、子供を保育園等に入れられるようになる。それは母親たちの子育ての負担を減らすという目的ではなく、子供とどう関わるかを見せたり、コーチングを受けたり、子育てについて考えたりと、様々なリテラシーを高めていく機会が得られることが真の目的である。

乳幼児の世界もICT化の流れというのがあり、タブレットや動画視聴等、これから生きていく子供たちには必要だと思う。私自身は、乳幼児のICTデビューは、遅ければ遅いほどいいと思っており、何とか阻止したいと思っている。自然体験をした子供たちの中で、小学校の児童会長になっている卒園児もいるが、卒業式や入学式のスピーチの原稿は、ChatGPTで書いているらしい。宿題の管理、調べ学習もAIとやりとりしながら進めることが当たり前になるのではと感じ、心配している。

私は、少なくとも乳幼児の世界にデジタルコンテンツというのは必要ないと思っているので、そこについては最後まで抵抗したいと思っている。まずは子育てをしている母親たちに、メンタルヘルスを含め、母親自身が自分で考えられるよう、何か手助けをしたいと思っている。

(議長)

委員の意見に関連した意見はあるか。

(委員)

私自身、校長として日々子供たちと接する中で、スマートフォンやSNSがもたらす影響を痛感している。便利さの裏に潜むリスクについて、子供たちがまだ十分な判断力を持ってないことが心配である。

中学校現場で、今、深刻な課題となっているのが、スマートフォンを介したSNSトラブルである。どの学校でもあると思うが、LINEグループで仲間はずれがあったり、LINEの中で友達の悪口を書いたり、無断で友達を含めた写真を投稿してしまったり、画像加工して拡散したりと、生徒指導に発展するケースが増えている。私自身は中学校の所属であるが、小学校の校長先生方からも、高学年に入ると、このような問題が広がり、学校での対応に追われているという話を聞いている。

スマートフォンというのは、家庭で買い与えられるものであるが、トラブルが起これば、対応は学校に求められ、教育現場、教育活動とは直接関係のない事案に教職員が対応をせざるを得ず、現場の多忙化は進んでいる。これは、学校だけで抱えるべき問題ではなく、家庭との連携が必要である。

学校では、そのような状況を踏まえ、インターネットの適正利用に対する教育として、情報モラルの指導に力を入れている。他人の権利を尊重すること、誹謗中傷しないこと、個人の情報を守ることといった具体的な事例をもとに、授業や学習会を行っている。しかし、技術の進歩が非常に速く、私達教職員もついていけないのが現状である。教職員を対象に継続的な研修や支援をお願いしたいところである。

家庭にはスマートフォンの利用について、対話や家庭でのルール作りをお願いしたい。フィルタリングや利用時間の管理など、保護者の責任でできる対策が子供たちの安全に繋がる。技術がどんどん進歩しているため、「ほっと！ネットセミナー」等の学習会も昨年受けたらからいいということではなく、継続して行い、保護者自身も情報モラルや子供たちの置かれている環境について、毎年ブラッシュアップして欲しいと考えている。

地域には、啓発活動や講演会の開催、相談しやすい環境づくりなど、子供たちを見守る地域づくりをお願いしたい。PTAや自治体が連携し、地域ぐるみで子供たちの支援が広がることを期待している。

行政には、教材や啓発資料の提供、そして私たち教職員への研修の支援をお願いしたい。学校現場を支える継続的な支援を行いながら、相談窓口の充実、家庭向けの情報発信も重要だと考えている。学校だけでなく、家庭、地域、行政それぞれが、子供たちが安心してインターネットを活用できる環境を整えられるといい。家庭で起きていることとはいえ、

保護者が相手の方と直接やりとりするのは難しいので、学校現場で対応することが多いが、放課後や夜に保護者を集め、実際に学校にスマホを持ってきてもらい、例えば画像が拡散された場合はその場で削除してもらうなど、本当に細かな指導を多くの学校で行っている。そのような現状を理解していただきながら、地域、行政、家庭含めたところに対応していただきたい。

（委員）

高校ではICTの利活用を推進しているところであるが、SNSやインターネットの使用については大きな課題となっている。生徒が適切に利用できればいいが、利用の仕方を間違え、それが問題になってしまうこともある。SNSサイトでは新しいアプリが出るなど、機能の向上が早かったり、匿名性や非公開性の高さがあつたりと、外部から見えにくいために問題に上がりにくい状況がある。生徒がプライベートで利用することもあり、一旦問題が発生すると、事によってはかなり大きな被害や影響がでることもある。そのため、学校としては未然防止を大事に指導している。

まず1つは、情報リテラシーの教育を充実させている。高校では、1人1台端末を生徒に持たせているが、設定によりできる範囲の制限をしている。また、外部の方の協力を得て、SNSの適切な利用等の講演会を行っている。オレオレ詐欺の被害に遭わないよう、実際に生徒に携帯を持参させ、体験しながら防止に努めている学校もあると聞いている。

教職員の研修については、総合教育センターや県の研修等の受講を推進し、また学校でも可能な限り研修を行うように努めている。

一番は家庭との連携が重要である。そのため、家庭へも学校から情報を提供し、連携を図りながら、適切な活用をお願いしている。関係機関がそれぞれの特性を生かしながら、連携を強化していくことが大事であるため、家庭、地域、行政それぞれができることに取り組み、連携しながら生徒の健全な育成を見守っていききたい。

（委員）

JICAの国内活動の中で感じたことを共有させていただく。

先日、生徒が「JICAについて勉強したい。」と訪ねてきた。その方はインターネットを使って調べ、たどり着いているソースは正しいものであったが、インターネットにあるものの全てが正しいことではないと認識し、それが事実であることの確認をしに来ていたので、学校現場で皆様が取り組まれている教育活動が、この生徒まできちんと届いていることも、つい最近感じたところである。

JICAとしても様々な情報発信をする時に、誤解を生まないことを大事にしたい。また、インターネットを活用して情報発信することが多いため、学校教育においても、講座などで直接話を伺う機会をいただき、対面での接点を持ちながら正しい情報発信をしたい。

(委員)

少年非行について、SNS、スマートフォン、インターネット等に関係するところについて話をする。

スマートフォン等に関係する非行として、一つ目は、盗撮、児童ポルノ等、非接触型性非行と呼ばれるものがある。これはインターネット等を通じて、少年が取入れたり、かわったりすることが多く、直接触れることなく行う性的な非行であり、増えてきている。県内の増加ペースは大きくはないが、首都圏では増加している。

二つ目として、大麻の事件が県内でも増えており、その背景として、SNS等を通じて大麻が容易に手に入る環境があることが挙げられる。大麻の売人等と匿名のSNS等で簡単にかかわる実情がある。

三つ目は、特殊詐欺にかかわる事案である。地方においても匿名流動型犯罪グループにSNS等を通じてかかわってしまう状況が起きており、県内でも起きている。SNSという共通のツールを通じて容易に犯罪にかかわってしまう現状がある。

少年非行は未然の防止が非常に重要である。最終的に重い非行につながる事案をどう防ぐかという問題であるが、当然にSNSの問題をだけを取り上げるのではなく、家庭の環境や地域のつながりなど、広く協力して取り組む必要がある。

最後に背景について話をする。県内の少年非行は、令和4年までの10年間でおよそ3分の1まで減少した。なぜ減少したのかは、様々な見方があるが、その一つとして、「親が失われた10年の世代で、将来への希望を持ちにくく、現状で仕方ないという思いが強かった。その子どもたちも、何かを望むという気持ちが弱く、非行という行動化まで及びにくかった。」というものがある。しかし、令和5年、6年と全国的に少年非行は増加傾向となっており、県内も同様である。増加の要因とし、親世代の貧富の差、格差等に関する不安や不満が子どもに伝わっていることなどが考えられる。それまでは非行の集団化は目立たなかったが、最近は徐々に集団化が見られるようになり、子どもの不満が非行として現れやすくなっているように見える。これは、私個人の考えである。

(委員)

私もこの中では若い方で、あまり未来に明るさを感じていない時代を共にしてきた人間であるから、「トー横」界限の子供たちの感覚が少しは理解できる。そのような立場から、あえて少し違う観点でお話をさせていただきたい。

先ほど情報リテラシーの話があったが、果たしてこの情報リテラシーは子供たちだけの問題なのかということ、私たち大人自身も情報を精査して、正しい知識やエビデンスに基づいて議論しているのかということをしっかり考える必要があるのではないか。

例えば今日の議論の中でも、インターネットの利用時間や利用率が増えているという話

があったが、子供の犯罪率は下がっているわけで、では、なぜインターネットの利用時間が問題なのかということを改めて考えなければならない。果たして本当にインターネットの長時間利用が悪いのか。実際犯罪率は下がっており、今回は令和5、6年度の比較だけだったが、もっと長いスパンの推移で見ると、少年犯罪というのはどんどん下がってきている。最もピークだった時期というのは、昭和50年代後半であり、世代的には今の60代前後の方々が、若者であった時代が最も犯罪率が高かった。

先ほど大麻の話があった。確かに大麻の検挙率は上がっているが、その他覚せい剤等の検挙率は、昭和50年代後半の方が圧倒的に高い割合である。果たして本当に今の若者子供たちが悪いことをしているのか、改めて考える必要がある。インターネットを利用することが悪いことなのか、先生方の現場の感覚としてよくないと考えられるのはもちろん大切だが、改めてそのエビデンスを確認する必要がある。SNSトラブルの話も若者だけの話ではなく、保護者間も大人も同じである。全て子供の問題なのか改めてこう考えていく必要がある。

もう一点、子供若者の話になると、最近ネガティブメッセージが多い。もう少しポジティブなメッセージを発信することを大人側は意識する必要があると思っている。

例えば、なかなか報道されることはないが、今、日本の子供たちの学力は、世界圧倒的1位である。PISA国際学力調査の結果を見ると分かるが、日本の子供たちの学力は、圧倒的に世界1位である。今の学習指導要領になり、子供たちの学校での学習量は、今まで日本の歴史上最も多く、高度なレベルの内容となっている。私たちが学校に行っていた頃と同じ勉強は全くしていない。多くの勉強量で、レベルの高いことを学習する中で、世界一の学力になっており、今の日本の子供たちは、本当に学校で勉強を頑張っている。だからある種、私たちが子供の頃のように家庭学習しましょうという発想でいいのかは、改めて考えなければならないのではないか。世界一の学力を持っているとか日本の学校の先生方がそれだけの教育に取り組んでいることは、なかなか世の中には伝わらない。それこそ、全国学力学習状況調査の結果は上がっているように、世界一の国の平均値を超えようと頑張ることが、果たして本当に子供たちのためになるのか。例えば、東大生に、東大生の平均点取れていないからもっと勉強しなさいと言えば、もちろん学力は上がるかもしれないが、それより先に起きるのは、心が折れることではないか。そういうことが起こっていないのかということ、子供たちを見る指標として正しいのかどうか、子供たちのいい部分、頑張っている部分をメッセージとして出していくことが必要ではないかと思っている。

最後に、なぜこのような話をするかというと、今、実際エビデンスとして問題になっているのは、家庭内暴力の相談件数であり、過去最多を更新し続けているからである。

外で発散せず、家庭の中で発散する。家庭としてもそれを外に相談するということが難

しい状況になってきている。サポートも入らない中で、その家庭や子供たちを支援する立場の人間が、「親の子育てが悪い、子供たちがだめだ」というようなメッセージを出し続けると、やはり相談に繋がっていかないと思う。保護者の方々は家庭を頑張っている、子供たちがよく頑張っていることをメッセージとして伝えていかないと、なかなか家庭内暴力の問題を相談することに繋がらないのではないかなと思う。もちろんこの施策としてこういう指導もしていく、というのは十分に理解しているが、子供たちの良い部分、家庭の良い部分にも目を向けて、メッセージを出していくことが求められるのではないかと考えている。

（議長）

最近では、若い母親たちが、お年寄りのアドバイスを取り入れている様子を感じない。昔のことだからそれは違うと思われている方が多い気がする。

（委員）

家庭に課題があると思われるケースがある。家庭も困っており、どう対応したらいいかわからない家庭もある。学校でできることには限りがあるので、SSW、行政の児童相談所、警察等の機関に支援をいただきながら生徒の支援や指導をしている。その中で、特にSSWに関しては、課題を抱える家庭に第三者の立場で訪問をし、保護者の相談に乗っていただいて、親子関係がよりよい方向に進みだしたケースもあった。

県立学校では、SSWは総合教育センターに依頼し派遣していただいているが、義務教育に関しては教育事務所からの派遣となる。子供の支援によっては、義務教育と連携した支援体制があればありがたい。小学校から関わっているSSWの方に、継続して同じ生徒を見てもらえると、それまで培った信頼関係をもとに、継続性を持って見通しを立てながら支援をしていただけるのではないかと感じている。

もう一点、先ほど事務局から山梨県少年サポートネット推進事業の説明があったが、困難を抱えている生徒あるいは問題行動を繰り返す生徒にとって、非常に有効なプログラムだと思っている。実際、経験値の高い職員に対応していただいている。郡内地域での支援を充実していただけると、活用したいと思える生徒がいた時に活用しやすくなるので、事業の拡大ができればありがたい。

（議長）

これについて、事務局はいかがか。

（事務局）

少年サポートネット推進事業について、主担当から説明をする。少年サポートネット推進事業については、警察、教員のOBの4名で対応している。この4人で県内一円を担当しており、郡内については、今現在2名の支援をしている。甲府の方が支援の人数は多い状況で

あるが、郡内の方でも要請があれば支援しているので、何かあれば連絡いただきたい。

(委員)

SSWのことについて話をする。今、SSWは県内15人であるが、今後、人数、時間数を増やしていく施策を進めているところである。SSWに関しては、相互の連携が必要になってくるため、先程の意見を参考にさせていただく。

インターネットに関して話をする。SNSやスマホ等については制限も難しい状況にもなっているため、どう使っていくかを我々は考えていかなければならない。先日、電車の中で小さな2、3歳の子が騒いでしまった場に遭遇した。その時母親は、何とかしてあやそうとしていたのだが、最終的にはスマホを見せておさまっていた。あの時の母親の心情とすれば、とにかく周りに迷惑をかけたくない一心だったと思う。そういう子供を温かく見守り、親が周りに振り回されずに対応できるような世の中にできればと思う。

盗撮やそれを共有することから起こるトラブルについて、県教育委員会としても非常に憂慮しているところであるが、スマホにカメラが付いているのでつい撮ってしまう、それを安易にネットに載せてしまうという状況がいずれにしてもある。そこをまず、指導しなければいけない。法律では、画像を持っているだけで罪になるとか、法に触れる恐れがあるとか、そういうことをしっかり子供たちに伝えていくことが必要である。いじめについてもそうであるが、具体的な定義を情報として与えることが大切だと考えている。

(議長)

他に意見はあるか。

(委員)

特になし。

議事（４）その他

(議長)

議事の４、その他について事務局、委員から何かあるか。

(事務局・委員)

特になし。

(議長)

以上で、議事を終了する。